

損害賠償及び和解に関する件

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市東区在住者

2 事故の概要

- (1) 令和3年6月8日、札幌市東区北28条東18丁目路上において、交差点に進入しようとした環境局の塵芥車^{じんがい}が、当該塵芥車の前方を右方向から通過しようとした相手方の自転車に衝突した。
- (2) これにより、相手方は、頸椎捻挫^{けい}、左腰部打撲、左背部打撲及び左下腿部挫傷^{たい}の傷害を負い、約8か月間通院するとともに、相手方の所有する自転車及び靴が破損した。

3 損害賠償の額

(1) 人損分

2, 141, 901円

(2) 物損分

110, 560円

(3) 合計額

2, 252, 461円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。